

論文

持続的な自然資源の管理と利用に関する考察^{*1} ー福岡県久留米市田主丸財産区有林の事例からー

長濱和代^{*2}

長濱和代：持続的な自然資源の管理と利用に関する考察ー福岡県久留米市田主丸財産区有林の事例からー 九州森林研究 77：45－51，2024 持続的な森林管理の実現のためには、政府の関与だけでなく住民の参加が必要とされている。本研究では特別地方公共団体であり、林地を住民が共同で管理・利用する財産区に着目する。運営組織の再編や解散に至る財産区が増加している中で、本研究では、柔軟な運用をしている事例から財産区議会の運営と森林管理の状況を明らかにするとともに、持続的な自然資源の管理と利用について考察することを目的とする。調査は、議会事務局での資料収集と聞き取り調査、議会での参与観察、財産区議員への質問紙調査、議長との面談、地域住民からの聞き取り調査を実施した。これらの調査から、財産区議会は、①毎月の協議会と年2回の本会議により運営されて条例等が制定され、②強いリーダーシップを持つ議長が存在し、③7つの地区から2名ずつ選出された議員が会議に積極的に参加し、4年の任期を終えると地区内で交替していた。④資産ではヒノキとスギで構成された約770 haの林地の約7割が非課税の保安林で、基金残高は2億円以上を確保し、⑤地域発のJ-クレジットが企業や個人へ販売され、10年間で1,300万円余の販売実績を記録したことが明らかになった。

キーワード：財産区議会、参与観察、面談調査、質問紙調査、J-クレジット

I. はじめに

持続的な森林管理（SFM：sustainable forest management）とは、森林が現在および将来のニーズを満たすサービスを提供し、コミュニティの持続可能な発展に貢献することを目的とする。そして他の生態系にダメージを与えることなく、森林の生物多様性、生産性、植生回復能力、生命力、及び現在と将来にわたる生態的・経済的・社会的機能を果たすポテンシャルを維持する範囲と方法で、森林及び林地を管理・利用することである（FAO, 2011; 2023）。またITTO（国際熱帯木材機関, 2023）では、SFMを「森林製品及びサービスをその本来の価値と将来の生産性を過度に低下させることなく、また物理的・社会的環境に過度の望ましくない影響を及ぼすことなく、持続可能な森林製品及びサービスの生産に関して、一つ以上の明確な目標を達成するための森林経営のプロセス」としており、森林管理が継続されることがSFMに結びつく。SFMの実現は、政府の関与だけでなく住民の森林管理への参加が必要とされることから、本研究におけるSFMを①住民による森林管理が継続され、②住民により実践される森林管理が持続的な森林管理に結びつき、③住民の生活の安定と生計維持に貢献される森林管理活動が継続されること、と定義する（Nagahama et al., 2022）。

本論文では、地域住民が管理する林地として財産区とその制度の実践に着目して、持続的な森林管理と利用についての考察を行う。財産区制度とは、市町村の合併を促すために、旧市区町村に存在している資産の処分権をそのまま残す法制度であり、市町村合併前の町村有財産（公有財産）をその地域で管理するための制度である。財産区の多くは旧村管理の財産として日本社会で組織

されてきた「入会（いりあい）」であり、法律上は特別地方公共団体で、財産区執行機関は「市町村長」とされ、住民が共同で管理・利用するという伝統が継承されている（泉ほか, 2011）。財産区議会は、入会財産の管理や処分を市町村議会に代わって議決することができる（田中ほか, 2019）。特定メンバーによる資源利用管理が行われていることから、地域資源を管理する仕組みとして、地域自治の推進や地域社会の発展に寄与する。また自主財源を持つことにより、地域自治活動の基盤が構築されることから、資源の共同管理による地域の凝集性と、地域自治活動の活性化に期待がされる（泉ほか, 2011）。

財産区の管理主体は、「地方自治法」294～297条によれば、財産区住民であり、市町村の住民で当該財産区内に住所を有するものとされる。財産区運営の基本原則は、住民の福祉の推進であり、市町村の一体性を損なわないことにある。さらに財産区の機関として、財産区議会が設置される。財産区議会は市町村議会の議決事項のうち、財産区に関する事項を議決する権利がある。そこでは、財産区会計の予算案、条例の制定・改廃、財産の管理処分、契約の締結などが行われ、財産区管理会として総会が開催される。7名の管理委員と非常勤職員で構成され、任期は4年と規定されている。

明治、昭和、平成時代に市町村の大合併が行われ、全国には三千カ所以上の財産区が誕生した。財産区を設置する自治体は、2007年には442自治体が確認され、全体の24%を占める。財産区総数は3710で、財産区種別は、山林・原野・保安林が2259（64%）、墓地が950（27%）、用水池・沼地（ため池を含む）が750（21%）で林地である総数の割合が最も高い。その他にも畑、温泉、観光農園も存在する。管理している総面積は、約5,500km²

^{*1} Nagahama, K.: Study on Sustained Management and Use of Natural Resources: A Case Study of the Tanushimaru Property Forest in Kurume City, Fukuoka

^{*2} 林業経済研究所 Forest Economic Research Inst., Bukyo-ku, Tokyo 113-0032, Japan

で国土の約1.5%を占める（泉ほか，2011）。

財産区制度により，公有化にむけて解体に近い財産区や，旧村単位で維持管理を続けている財産区もあり（室田・三保，2002），長期的林業不振により，運営組織の再編や解散に至る財産区が増加していることが指摘されている。財産区の研究は，実態を把握するため事例調査を中心とした研究が蓄積されてきているが，財産区の持つ一面を表すに過ぎず，さらなる調査の蓄積が必要とされる（田村，2021）。入会財産はかつて過剰利用が問題であったが，昨今では過少利用が指摘され，特に①硬直的な行政による対応，②転入してきた新住民と財産区に関わってきた住民の権利・義務等の意識のズレ，③収益が財産区財産に直接かわることのみ使用され，地域の自治活動やインフラ整備への支援が中止，④収益低下による地域住民の関心低下と森林管理への関心低下，⑤役員のなり手不足，が課題とされる（早船・志賀，2022；泉ほか，2011）。さらに田中ほか（2019）によれば，森林管理の担い手の継続的確保が必要とされる。

これらの課題解決に向け，住民により柔軟な運用をしている財産区の事例として，本研究では福岡県久留米市の田主丸財産区に着目することにより，持続的な自然資源の管理と利用について考察する。

Ⅱ. 調査と方法

2022年3月に久留米市田主丸財産区への訪問を契機として，田主丸財産区議長から聞き取りをはじめ，同年7月に日本経済大学での財産区議長による出前講義を開催した。それにより学生との交流が進んだことから，2022年11月に日本経済大学長濱ゼミ20名による田主丸財産区有林の林内散策と，現地の木材を利用した工作教室を実施した。

2023年3月には，財産区議会での協議会に参加して参与観察を行い，その後，議員14名への構造的質問紙調査および，議長との面談調査を実施した。議員14名中12名から質問紙調査について回答を得た。内容については，表-1に質問項目を挙げた。

2023年5月に久留米市田主丸総合支所で，財産区の成立と現状について田主丸財産区事務局を担当している産業振興課の職員3名から資料収集と聞き取り調査を実施した。議長との質的面談調査を重ね，議員でない地域住民2名からも面談調査を行った。

Ⅲ. 結果

1 田主丸財産区の成立

田主丸財産区議会事務局（2023）によると，旧田主丸町では2005年の田主丸町と久留米市との行政合併時（平成の大合併）に，3つの財産区が統合され，久留米市田主丸財産区が成立した（図-1）。東部財産区は，現在の財産区のおよそ8割の面積を占め，明治以降から続く入会権が発展して吸収合併を繰り返し，管理体制の共有化を図って来た。約18%を占める西部財産区では管理会方式財産区

により，また旧船越村では議会制度財産区により運営されていた。3財産区が統合して田主丸財産区が組織され，議会方式が導入された。

表-1. 議員からの質問紙調査の項目（議員14名中12名から回答）

大項目	小項目
1. 家族構成	世帯主 氏名 性別 年齢 家族数 最終学歴 教育年数 他の場所に住んだ経験 在住年数 職業 財産区のメンバー（1：はい，0：いいえ）
2. 暮らし	2.1. 生活用品 2.2. インフラ 2.3. 主たる経済的活動（はい：1，いいえ：0） 2.4. 家の構造
3. 土地の所有	3.1. 土地の所有 3.2. 農産物 3.5. 樹種とその本数 3.6. 家畜
4. 森林資源利用	1. 距離（km） 2. 時間（分） 2. 燃料収集 4. 燃料入手（1：減退，2：変化なし，3：増加） 19. 財産区の影響
5. 財産区での活動と意識	1. 議長の名前 2. 協議会への参加回数 3. 森林管理計画 4. 森林管理計画の策定 5. 協議会の利益 6. 財産区への期待 7. 森林活動への参加 8. 協議会活動への参加利点 9. 現在の森林状況 10. 理由
6. 農産物以外の収入	仕事の種類 場所 誰が 一日あたりの賃金 合計（年間～
7. その他	

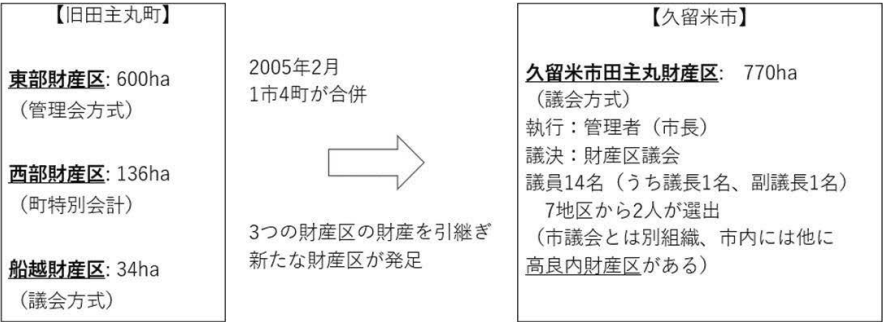


図-1. 財産区設立の経緯（議会事務局資料および聞き取り調査（2023））

2 田主丸財産区の概要

財産区議会議務局（2023）によれば、事務局職員は市役所職員であり、課長級2名、課長補佐1名、主査1名、および担当者2名で構成され、他の業務と兼任しているとのことであった。議員の任期は4年で（今期は2025年5月までの任期）、7地区から2名ずつの合計14名が選出されていた。議員へは月給の支払いがあり、議長1万4千円、副議長1万2千5百円、議員1万1千円の議員報酬がある。

久留米市田主丸財産区の主な条例等について、表-2に示した。

表-2. 久留米市田主丸財産区の条例
(議会議務局資料および聞き取り調査 (2023))

2005年4月	久留米市田主丸財産区議会設置条例
2005年7月	久留米市田主丸財産区議会定例会条例 財産区議会議員の公務災害補償条例 財産区有財産の取得、処分、管理に関する条例
2005年8月	久留米市田主丸財産区議会会議規則。議席の決定

田主丸財産区の森林面積は、770 haで、うち保安林が536 haで山林が234 haあり、保安林は非課税とされる。立木面積については、736 haでヒノキが約7割、スギが約3割の構成になっている。資産として、基金残高は約2億4千万円（2022年）で、動産として、軽ワゴン車1台、チェーンソー2台を、不動産として倉庫1棟を所有していた。

会議は、本会議が年に2回開催され、12月に前年度決算を、3月に次年度予算会議を実施する。全員協議会が毎月開催され、財産区有林の巡視、除伐間伐などの協議、議会議決事項以外の案件が協議される。議員の改選時には臨時会を持つことから、年間14回以上の会合に議員と事務局職員が参加している。

3 議長との面談調査の結果

財産区議会議長は、現議長として4代目（4期目）を務めている。議長によれば、田主丸財産区の管理者（執行者）は市長であり、市議会とは別組織であり、財産区議会にその議決権があるとのことであった。各地区から選出された議員は、4年の任期を終えると地区内で交替している。女性議員はこれまで選出されたことはなく、土地を所有して、利用していない農地を貸している議員もいるとのことであった。

田主丸町と久留米市との合併により、東部財産区（600 ha）、西部財産区（136 ha）および船越財産区（34 ha）の3つの財産区が合併した。当時、最大面積を維持してきた東部財産区では、オーナーによる管理会方式で赤字であったため、議会方式であった船越財産区に倣い、議会方式が採用された。3つの財産区の資産を合わせると約3億円となり、これを町有資産としての財産区基金とすることにより、議長は田主丸町における自治権の分離独立を図ったと考えていた。さらにこの議会方式により、現財産区でも2023年現在で約2億4千万円を維持できているとのことであった。これは久留米市と合併資本分離により、林地管理権を残した旧田主丸財産区の「合併作戦」でもあり、議長は統合された財産区から生まれる新たな資本を利用できると考えていた。地域住民の活力を活かすためには、財産区が保有する資源の資本有効利用を如何に実践できるかが肝要であると述べた。この作戦を理

解していた財産区議会の現議員は、14名の議員中、当時は議長を含めて2名のみであったそうである。

田主丸総合支所から財産区有林までの距離は、約2キロの道のりがあり、車で10程度かかる。財産区号（軽のワゴン車）により議員が見まわりすることもある。林地の管理は、浮羽森林組合に業務を委託して林道・作業路をつくっている。浮羽森林組合には、田主丸財産区から500万円を出資して仕事を委託し、利用分配金を受け取っている。そのため財産区のメンバーは、森林組合の組合員でもあるといえる。議長は、組織後の林地の状況について、森林組合による森林管理によって良くなったと認識しており、さらに森林環境譲与税の利用や、若手の林業の担い手の育成に期待を寄せていた。

浮羽森林組合のあるうきは市は、田主丸町東部に隣接する。うきは市の地形は田主丸町ほど急峻でなく、林道を作りやすいため、作業がしやすく、田主丸町からうきは市へ住民の往来が多くある。市内には2023年現在も約13社の製材所があり、道の駅もつくられ、市東部には、林業地域として知られる日田市が隣接している。田主丸町では、かつてうきは市と同じくらいの数の製材所があったが、現在は2社しか存在しない。

議長は自らが経営する製材所や地域の人たちに声をかけて、小中学校などの地域の教育機関で、森林・環境教育の実践や出前授業などの教育活動を行ってきた。2022年7月には日本経済大学において、議長が来校して出前授業を開催した。同年11月には、議長と浮羽森林組合の協力により、日本経済大学長濱ゼミによる田主丸財産区有林の現地視察と、現地の材木を活用した木工工作体験を行った（写真-1）^{註1}。

女性の議員が選出されていないことから、女性の地域での活動の場について尋ねたところ、財産区議会とは別の地域組織として、男性消防団と女性消防団があり、特別地方公務員として位置づけられる。JA（農業協同組合）の女性部会もあるとのことであった。

4 田主丸財産区による「カーボンオフセット」の取り組み

カーボンオフセットとは、CO₂等の温室効果ガスの排出について、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方である。イギリスを始めとした欧州、米国、豪州等での取組が活発であり、我が国でも民間での取組が拡がりつつあり、地球環境・国際環境協力を貢献するといわれている（環境省ウェブサイト）。

議長によれば、議会発足から4年間は大変苦労したとのことで、丁寧に議会議員へ「カーボンオフセット」作戦の在り方を説いて行く中で、2008年にすべての議員から賛同を得てJ-VER（オフセット・クレジット）をスタートさせた。

樹木は伐期を迎えるまでに50年程度を要することもあり、収穫を得るまでは間伐収入以外で、伐らずに利益を得る方法を議長らは模索していた。京都議定書（1997年）以降の「カーボンオフセット」の潮流に注目し、議長らは地域発の「J-クレジット」を提案した^{註2}。良く手入れのされたスギ・ヒノキ林では、伐採後の森林の成長を数値化して売ることができる状況であった。J-クレジットについては財産区議会で可決、承認され、森林組合との情報共有化を図りつつ、行政機関との連携を経て1年半後に認



写真-1. 学生および児童を対象とした森林環境教育の実践と出前授業（2022）

証され、2010年に「かっぱの森J-クレジット」が誕生した^{注3}。

久留米市により、「かっぱの森J-クレジット」の公募が開始された時は、販売価格：CO₂ 1トン当たりで1万円として、購入量や継続購入などによる割引をつけた。「誰でも、CO₂を1万円から購入」できると宣伝を始めた。令和3年3月末までに、1,445トン（CO₂：8,558,455円分）を企業や団体、個人が購入している^{注4}。議長は、これによって約2億5千万円の財産区基金が維持されていると考えていた。

2012（平成24）年度から開始された「かっぱの森J-クレジット」により、2022（令和4）年度までに1,300万円余りの販売実績を記録した。議長らは、今後も地域発のJ-クレジットに大いに期待していることから、田主丸財産区では次年度以降も議会事務局と連動して、「かっぱの森J-クレジット」を計画に加え、新たな計画を策定していくとのことであった。

5. 議員からの質問紙調査

議員12名からの質問紙調査の結果について、主な内容は次のとおりである。

（1）議員の属性

議員はすべて男性の世帯主、平均年齢72.8才であった。学歴は、高校卒が8名、大学・専門学校卒が4名で、職業は農業4名、無職（年金）4名、製材業1名、造園1名、記名なしが2名だった。他の地域に住んだ経験はなし7名、あり3名、記名なし2名であった。

（2）世帯の暮らし

水は井戸水を利用している世帯があり、電気と車はすべての世帯が利用、ガスと灯油は6世帯が利用、薪炭の利用世帯はいずれの世帯もなかった。詳細を表-3に示す。先の項目では、職業について尋ねたが、主たる経済的活動については、10名から回答があり、農業が6世帯、賃労働が3世帯、回答なしが1世帯であった。家の構造では、木造（在来工法）が8世帯、鉄骨造：2世帯であった。

土地の所有については、回答した9世帯中、7世帯が農地を所有し、3世帯が林地を所有、そのうち1世帯は農地を他世帯へ貸し出ししていた。さらに2世帯は農地を購入し、4世帯は住居のある土地を購入していた。（1974～1992年）

農地を所有して農作物を作っている世帯では、4世帯が稲作に

取り組み（11月に収穫）、1世帯が畑で麦、自家のための野菜を、2世帯が植木を周年にわたり栽培し、3～6月に収穫するとのことであった。1世帯は、概算でスギ100本、ヒノキ500本、ラカンマキ2反を所有していた。

（3）森林資源利用

居住地から財産区有林までの距離は9名から回答があり、平均3.89kmで、2～10kmと差があった（標準偏差2.28km）。燃料収集については全世帯でしていないが、燃料入手については（表-4）減退していると答えた議員が1名、変化なしとする議員が4名で、その他は増加および未回答だった。農林業で必要とされてきた家畜は、9世帯で所有なしであった（犬を飼っている2世帯以外を含む）。財産区の存在における森林状態への影響につ

表-3. 生活用品の所有について議員からの質問紙調査結果（議員14名中12名から回答）

質問内容	回答者数	平均値	最大値	最小値	標準偏差
家族状況	家族数	10	1.75	3	1
	TV	10	2.80	5	1.17
	衛星TV	10	1.10	5	0
	発電機	10	0.70	2	0.64
	コンピュータ	10	0.90	3	0.94
	オートバイ	10	0.50	4	1.20
所有	自転車	10	1.40	3	0.92
	携帯電話	10	2.20	4	0.98
	太陽光発電	10	0.70	4	1.19
	冷蔵庫	10	1.90	3	0.70
	洗濯機	10	1.30	2	0.46
	ミシン	10	0.60	1	0.49

表-4. 森林資源利用について議員からの質問紙調査結果（議員14名中12名から回答）

質問内容	回答者数	割合
燃料収集	していない	7 58%
	している	0 0%
燃料入手	1. 減退	1 8%
	2. 変化なし	4 33%
	3. 増加	0 0%
家畜の所有と放牧	していない	9 75%
	している	0 0%
財産区の森林状態への影響	1. 大きなマイナス効果	0 0%
	2. 小さなマイナス効果	0 0%
	3. 影響なし	0 0%
	4. 小さなプラス効果	1 8%
	5. 大きなプラス効果	6 50%

表-5. 財産区での活動と意識について議員からの質問紙調査結果
(議員 14 名中 12 名から回答、複数回答あり)

質問内容		回答者数	割合
会合参加態度 (複数回答)	発言なし	2	17 %
	質問する	8	67 %
	質問して時々リード	0	0 %
	意志決定に影響する発言	1	8 %
	意欲的に質問と意見	2	17 %
森林管理計画の認知	知らない	2	17 %
	知っている	6	50 %
森林管理計画の策定	参加しない	3	25 %
	参加する	5	42 %
議会への利益	なし	6	50 %
	あり	1	8 %
財産区への期待 (複数回答)	1. 森林再生	6	50 %
	2. 木材生産分配利益	1	8 %
	3. 地域の発展	4	33 %
	4. 雇用の機会	1	8 %
	5. わからない	0	0 %
	6. その他	1	8 %
森林活動への参加	1. 自発的なパトロール	4	33 %
	2. 森林火災時の消化	1	8 %
	3. 植林	0	0 %
	4. 木材を伐る	1	8 %
	5. わからない	0	0 %
	6. その他	2	17 %
協議会活動の最大の メリット	1. 森林再生	6	50 %
	2. 木材生産分配利益	2	17 %
	3. 地域の発展	2	17 %
	4. 雇用の機会	2	17 %
	5. わからない	0	0 %
	6. その他	0	0 %
現在の森林状況	1. ひどく悪化した	0	0 %
	2. 悪化した	1	8 %
	3. 変わらない	0	0 %
	4. 少し改善した	6	50 %
	5. 非常に改善された	2	17 %
森林が変化した要因	1. 林産物のアクセス増加	1	8 %
	2. 森林再生	7	58 %
	3. 雇用機会の機会	0	0 %
	4. 社会的側面	0	0 %
	5. 森林局からの抑圧	0	0 %

いては、7 名がプラスの効果があると回答しており、議員の活動が森林状況にポジティブな影響を及ぼしていると考えていた。

(4) 財産区での活動と意識

議長の名前については、全議員が認知し、議会への参加回数は 12～15 回と差があったが、毎月の協議会と、本会議が 2 回以上あり、議員らは積極的に参加していることがわかった。会合への参加態度について、質問をする議員が 8 名と最も多く、次に発言しない議員が 2 名、意欲的に質問と意見をする 2 名、意志決定に影響する発言をする議員が 1 名であった(表-5、複数回答あり)。

森林管理計画を認知している議員は 8 名、認知していない議員は 2 名で、森林管理計画の策定にかかわる議員は 5 名、かかわっていない議員は 3 名とさらに関与している人数が増加した。議会への利益があると考える議員は 6 名、利益なしと答えた議員は 1 名だった。議会が組織された時への期待したことについて、森林の再生と地域の発展が最も多く、その他には「期待しなかった」という意見もあった。森林活動への参加では、自発的なパトロールが 5 割をこえ、その他には、「他の都市での森林活動の視察」

という回答があった。協議会活動の最大の利点として、森林の再生が 8 割を超えた。

現在の森林状況については、少し改善したとの回答が 6 名、非常に改善したとの回答が 2 名で、合わせて過半数を超えたが、1 名は悪化したと答えた。森林が変化した要因は、森林再生が 7 名、林産物へのアクセス増加と回答した議員が 1 名いた。

農産物以外の収入の質問項目では、仕事の種類には、財産区手当、会社役員、造園業、年金があげられており、財産区議員手当として年間で約 12 万円、会社役員は年間で 500 万円、造園業では福岡市内にて一日約 1 万円で、年間では 100 万円を得ていた。

6. 議員以外の住民からの聞き取り調査の結果

議員ではない住民 2 名からの質的インタビューの結果について、主な内容は次のとおりである。

(1) 議員経験あり M 氏 (S 地区) 70 代後半

木造住宅に住み、地区内でも経済的に豊かな世帯である。

「現在は財産区のメンバーでないの、今の議長の名前を知らない。現在、森林が劣化していると思う。なぜなら、人が薪を収集するために森へ入らなくなったから。換金樹種、たとえば果樹を植えてはどうだろうか。」「地域を如何に活性化させるのか。町おこしをする旗振り役が必要である。」

(2) 議員経験なし H 氏 (S 地区) 40 代後半

農業、民宿経営、コンサルタント、養蜂など複数の仕事を持つ。マルシェ(屋外マーケット)に出店すると、3 万円程度の利益がある。財産区のメンバーでないが、議員になることに興味がある。

外で大きなカマで火を焚く時は、庭の木(紅葉 2 本、もちの木、ミカン 4 本、梅 2 本、マキ 5 本、デイゴ、万作、ナンジャモンジャ、花水木など)の剪定くずを薪として利用している。新財産区が組織された時、森の遊び場(例、トリムパークなど)に大いに期待した。森の中にロープ、木から木へのジャンプ場など、森の遊び場を復活できないだろうか。畑では二毛作(6～11 月が米、12～5 月が麦)を行い、仕事の多角化をめざしている。

IV. 考察

田主丸財産区では、毎月の協議会と通常年 2 回以上の本会議に 7 地区から選出された 14 名の議員が全員参加していた。この数は、「地方自治法」で示された 7 名の倍数を維持しており、4 年おきに議員交代があることは、新たな地域住民を議員として迎えるしきみを有する。議員の平均年齢は 70 歳余で、会社経営者か、または仕事を定年退職した男性で構成されていた。議員手当は、毎月の会議、年数回の本会議、林内パトロール等の活動への参加を含めて約 1 万円で、生業として生活を維持できる金額であるとはいえないことが分かった。2006 年の財産区発足当時は条例が制定されたが、その後、条例制定の動きはない。SFM のためには、若手および女性の議員選出や新たな条例制定が期待される。

田主丸地域では議員以外は財産区のメンバーではないとの認識があり、地域住民による財産区有林の利用と管理への参加を困難にしていたと考えられる。財産区のメンバーシップにおいて、制度上は議員だけでなく、家族やその地域に在住する住民も財産区のメンバーであるはずである。議員以外の住民の財産区に関

する意識が高くないことは、他地域でも示唆されており（中川、2023）、地域住民が財産区有林の管理主体になるためには、地域住民を主体とした住民参加による管理のしくみを構築することが必要である（長濱、2023）。

田主丸財産区が直接管理している林地については、近隣の浮羽森林組合により委託管理がされており、森林組合へ5百万円を出資して仕事を委託して、利用分配金を受け取っていた。これらの実績は森林管理の担い手の継続的確保（田中ほか、2019）につながるるとともに、財産区のメンバーは森林組合の組合員であるとの認識も考えられる。

田主丸財産区は、資産において、調査時に2億4千万円以上の基金残高を確保していた。財産区制度は、得られる収益は個人に配当されず、財産区の管理・運営はその地区において公益性の高いものに還元することのみ認められ、原則として非課税団体として固定資産税や法人税等が免除されるしくみがある（室田・三保、2002）。この制度により、田主丸財産区は、旧財産区から3億円余の財産を引き継いで、現在もなお2億4千万円の財産区基金を維持できていると考えられる。

議長は財産価値から得た収益を地域に還元するべきとする理念があり、製材所の経営者としての知識と実践が財産区の議会運営にも活かされていると考えられる。さらに議長は議会の公務以外についても、森林環境教育について関心を持ち、教育実践に積極的に関わっている。こうした理念と実践により、区議会運営において議長の強いリーダーシップが発揮され、他の財産区には見られない取り組みが展開され、組織を活性化させてきたと考えられる。

2012年度から始まった「かっぱの森J-クレジット」の販売においては、森林を伐採せずに利益を得ることが可能となることから、環境保全の視点を有する森林利用であるといえる。森林保全事業は国家経済基盤の重要なインフラとして、他の財産区に先駆けた取り組みでもあるといえる。カーボンオフセットの考えにもとづくJ-クレジットの実践は、これまでの木材伐採や間伐収入以外での収益とは異なることが示された。田主丸財産区議会と久留米市との良好と考えられる関係が、田主丸財産区のウェブサイトによる案内を充実させ、誰でもCO₂の削減活動に参画できるという認識を導いている。令和4年度までの約10年間で地域企業や個人へ1,300万円余を販売した実績により、今後、基金を増加に転じさせる可能性もある。

議員への質問紙調査によれば、毎月への議会には積極的に参加して、多くの質問をしていることがわかった。議員らは現職に就く前に財産区についての知識がなかったが、地区の地域住民の代表として選出され、財産区についての理解が深めることができた。4年で任期満了となり、議会解散とともに新議員が選出されるしくみは、地域住民の森林管理活動への参加を促す制度であることが示唆される。

議員の薪炭利用や家畜所有の世帯はなく、伝統的慣行としての森林利用は行われていない。農地を維持している議員もいるが、財産区有林のほとんどがスギ・ヒノキの人工林で被覆されていることから、落ち葉などの堆肥利用もなかった。また農地では、稲作や畑作だけでなく、植木を植栽して春冬にかけて収穫する議員も存在していた。植林などの共働作業はないが、自発的に林地を

車でパトロールしている議員が数名いた。これは議員になることにより、地域の自然資源である財産区に関心を持つようになった結果と考えられる。数名の議員は財産区には、森林再生と地域発展を期待していたところ、森林再生は森林組合へ森林管理を委託することにより可能となったが、地域発展は実感できていないことが示唆された。

議員以外の地域住民からは、財産区を保有する地域住民であっても、さらに議員経験があっても財産区のメンバーでないと認識があり、「地方自治法」の定義とは異なっていた。林地の伝統的利用、例えば薪や飼料の収集の経験がある場合、利用されない林地は劣化していると元議員の男性は認識していた。換金樹種や果樹を植えることや、森の遊び場を作るなどの環境教育の場としての林地の活用が地域住民から期待されていた。

田中ほか（2019）が整理した財産区の存続条件と課題について比較すると、田主丸財産区については、①久留米市から財産区制度が認知され、②「かっぱの森J-クレジット」という林業以外での収入があり、③環境教育の実践や森林組合の業務委託などを通じた地域活性化により、実施行政区として財産区を維持することが期待され、④議長の強いリーダーシップにより財産区のまとまりが強く、⑤森林組合の森林管理委託による森林管理と財産区有林内の木材確保と、若い世代の担い手の継続的確保が期待できる。本事例は、これまでの先行事例と比較するとき、森林管理における地域組織として財産区が機能することを示唆した優良事例であるといえる。

今後の研究課題として、以下の3点が考えられる。第一に、九州ではこの数年、梅雨の時期に豪雨による災害が起き、田主丸町では調査終了後の2023年7月に土石流が発生して、死者が出た。さらに町内では、広い地域で床上まで浸水した。SFMについては、森林管理と利用および地域の課題解決とともに、災害対策を含めた政策提言を始める必要があると考えられる。第二に、筆者の研究グループは、北インドのウッタラーカンド州でみられる住民自治組織として、「森林パンチャーヤト」の現地での調査研究を10年以上に及び継続している（Nagahama et al., 2022; 長濱2023他）。財産区議会と森林パンチャーヤトの特徴は類似しており、これらを比較することによって、持続的な自然資源の管理と利用の条件を整理することが可能となる。そして第三に、議員以外の住民でも林地を利用するために、環境教育の場としての活用が期待されていたことから、財産区における森林環境教育の場としての実践と課題についても、今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究では、聞き取り調査と出前授業にご協力下さった田主丸財産区議長の吉弘辰一氏、久留米市田主丸総合支所産業振興課の職員ほか皆さま、浮羽森林組合の皆さま、田主丸町の地域の皆さまにお世話になり、感謝申し上げます。また本研究の一部は、基盤研究（C）21K12398「住民のエンパワーメントに着目した森林の持続的利用と管理のための設計指針の検討」および令和4・5年度福岡都市圏連携基金（福岡県）「森林環境教育（森林保全と木材利用）に関する研究活動」による支援を受けた。

文末脚注

引用文献

- 注1 議長の出前授業により学生の森林や林業への関心が高まり、議長の紹介により、うきは市内の製材所で4名の留学生がインターンシップを希望して、2名が参加した。留学生らのインターンシップでの経験がゼミ内で他の学生と共有され、ゼミ全体で森林にかかわる仕事への認識が高まったことが、ふり返しシートからわかった。
- 注2 「J-クレジット制度」とは、CO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。国内クレジット制度とオフセット・クレジット（J-VER）制度が発展的に統合した制度であり、国により運営されている。「J-VER制度」とは、国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証する制度で、2013以降、J-クレジット制度へ移行した。URL: <https://japancredit.go.jp/>
- 注3 久留米市田主丸町では、かっぱを町のキャラクターとして広報していることから、「かっぱの森」から販売される「J-クレジット」として、「かっぱの森 J-クレジット」の運用が開始された。
- 注4 久留米市のウェブサイトから「かっぱの森 J-クレジット」の販売要領、購入方法について
URL: <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9134t-sangyo/3010oshirase/2013-0313-1146-271.html>

- FAO (2023)
URL: <https://www.fao.org/sustainable-forests-management/en/> (2023年11月9日取得)
- FAO (2011) Reforming forest tenure: Issues, principles and process. FAO Forestry Paper 169. FAO, Rome: 92 pp.
- 早船真智・志賀和人 (2022) 財産区有林の沿革と運営実態－由里本庄市・南会津町・飯田市の事例から－, 林業経済 75 (2) 1-18
- 泉留維・齋藤暖生・浅井美香・山下詠子 (2011) コモンズと地方自治－財産区の過去・現在・未来－, 232 pp, 日本林業調査会, 東京
- 国際熱帯木材機関 (ITTO) (2023)
URL: https://www.itto.int/ja/sustainable_forest_management/ (2023年11月9日取得)
- 室田武・三俣学 (2002) 地域の森林保全における財産区制度の現代的意義－岩手県葛巻財産区と静岡県白糸財産区の事例から－, 経済学論叢, 53: 30-55
- Nagahama K, Tachibana S, Rakwal R (2022) “Critical Aspects of People’s Participation in Community-Based Forest Management from the Case of Van Panchayat in Indian Himalaya” Forest, 13 (10) : 1-22
- 長濱和代 (2023) コミュニティ林の持続的利用管理と研究の課題－インド・ウッタラーカンド州における森林パンチャーヤトの調査から－, 林業技術 974: 34-37
- 中川秀一 (2023) 大都市圏近接山村の集団的所有林野の管理について－岐阜県旧上石津町における財産区を中心に－, 地域政策研究, 25 (3) : 61-82
- 田村早苗 (2021) 財産区有林の管理経営に関する一考察, －青森県青森市を事例として－, 林業経済 74 (5) : 1-12
- 田中詩穂ほか (2019) 九州森林研究 72: 11-14
(2023年11月10日受付; 2024年1月22日受理)